主

原判決を取り消す。 本件を長野簡易裁判所に移送する。

事 実

控訴代理人は「原判決を取り消す。被控訴人の控訴人に対する長野地方裁判所昭和五九年(レ)第二六号事件の和解調書記載の和解条項第二項に基づく強制執行は、これを許さない。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張は原判決事実欄第二記載のとおりであり、証拠関係は原審訴訟記録中の書証目録記載のとおりであるから、これらをここに引用する。

理由

職権をもつて調査すると、原判決は次の理由により取消しを免れない。

なお、記録によると、本件訴訟の訴額は九五万円とされていることが認められるが、同項一号の規定による管轄裁判所は和解に係る請求の価額の多寡にかかわりなく第一審裁判所と定められていることに徴すれば、右の事実は簡易裁判所が本件訴訟の管轄裁判所であると解することを妨げるものではない。

以上によれば、本件訴訟は長野簡易裁判所の管轄に属するものであることは明らかで、しかも右管轄は同法一九条により専属管轄とされているのであるから、原審が本件訴訟につき管轄権を有するものとして審理裁判をしたのは専属管轄の規定に違背したものといわざるを得ない。

違背したものといわざるを得ない。 よつて、民事訴訟法三八六条、三九〇条により原判決を取り消した上本件を長野簡易裁判所に移送することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 柳川俊一 裁判官 近藤浩武 裁判官 喜多村治雄)